

## 第23回 浦安市墓地公園運営審議会議事録

平成29年9月25日開催

浦安市みどり公園課

1. **開催日時** 平成 29 年 9 月 25 日（月） 午前 9 時 30 分～12 時 00 分

2. **開催場所** 浦安市役所 4 階会議室 S 5、S 6

### 3. **出席者**

内田市長

(委員)

喜多村会長、染谷副会長、村上委員、板橋委員、大塚委員、渡邊委員、  
石川委員、坂井委員

(事務局)

露木都市環境部長、橋野都市環境部次長、大木みどり公園課長、大塚課長補佐、  
西村係長、遠藤係員、駒田係員

(傍聴人)

なし

### 4. **議題**

#### I. 開会

1. 委嘱状交付
2. 市長挨拶
3. 各委員の紹介・挨拶
4. 会長・副会長選出及び、諮問書の交付
5. 審議会の進行に関する説明
6. 議事
  - (1) 墓地公園整備の概要
  - (2) 墓地公園施設の解説
  - (3) 今後の審議項目と日程
7. 浦安市墓地公園現地視察

### 5. **議事の概要**

委嘱状交付は、浦安市役所 4 階会議室 S 5、S 6 にて行われ、市長挨拶、委員紹介、事務局紹介に続き、部長が座長となり会長・副会長を委員による互選により決め、会長に喜多村悦史氏、副会長に染谷淑子氏が選任され、その後会長が議事を進行した。

事務局から「運営審議会の進め方」、の説明に引続き、議事の内容として「墓地公園整備の概要」、「墓地公園施設の解説」、「今後の審議項目と日程」について説明した。

### 6. **議事経過**

(会長) 議事資料に沿って事務局より説明がありました。ご意見、質問ありますか。

(委員) 長期納骨堂の 10 年経過した骨壺はどこにいくのですか。

(事務局) そのまま更新して使用していただくか、別の施設に移していただくか使用者に

判断してもらいます。

(委員) 長期納骨堂のお参り方法はどのようになるのですか。

(事務局) 直接ロッカーの前まで行って、献花出来るように考えております。線香はあげることはできません。

(委員) 小型芝生墓所の設定について。

(事務局) 少子化、核家族化に伴い既存の半分程度(4骨)の要望が多かったことから設定しました。

(委員) 小型芝生墓所も生前受付しているのですか。

(事務局) 小型芝生墓所についてはこれから整備するためまだ募集しておりません。

(委員) 芝生墓所30年間分の使用料45万円は市内市外共に一緒ですか。

(事務局) 申請の時点で、資格が有りその一つに市内に3年以上継続で居住の要件を満たしていないと申請出来ません。そのため許可した時点では市内者のみです。市外者の方とは、既にお墓を持っていて市外に引っ越された方の年間管理料については市外料金になります。

(委員) 年間管理料5,500円、8,260円の差を付けた理由、また基準はありますか。

(事務局) 市外料金については、第3期墓地公園運営審議会において検討しております。近隣自治体を調べたところ、市内料金に対し5割増しが多いことから浦安市も設定しました。

(委員) 火葬料金は市内者の7倍の使用料を市外者より徴収している。

(事務局) 火葬料金とは別としています。

(委員) 墓所30年後の使用更新について、以前お聞きしたとき更新料の設定がまだ決まっていないと回答していた。その後どうなっていますか。

(事務局) 浦安市の墓所は平成4年から使用許可しているので、30年目を迎えるのは平成34年になります。現在まだ決めておりませんが次期墓地公園運営審議会にて更新手数料をいくりにするか検討してまいります。今のところ考えているのは新たに45万円納めてもらうわけではなく、更新手数料程度で考えております。

(委員) 墓所カロートの中に納骨できる骨壺は8骨までと聞いたが、それ以上に増えた場合はどうするのか。2つの骨壺を一つにするのか。

(事務局) 物理的に骨壺8個までしか納められません。お寺さんなどに相談されて古いお骨を一つにまとめて骨壺を減らす方法もあります。

(委員) 年間管理料の滞納者への対応はどのようにされていますか。

(事務局) 電話による督促や訪問徴収にて対応しております。

(委員) 墓所使用期間30年間の間に親族がいなくなった時の対応はどのようになりますか。

(事務局) そうなる前に承継する方に対し事前に説明し対応してもらい無縁にならない様にしてもらいます。

(委員) お坊さんをお供養してもらえるのですか。

(事務局) 市では行っておりません。使用者自身で依頼していただきます。

(委員) 墓地公園の宗派はどこですか。

(事務局) 宗派はございません。無宗派です。

(委員) 後継者(承継者)がいない場合はどうするのか。

(事務局) 後継者がいなくなる前に対策をとってください。またいなくなることを想定して共同埋蔵の樹林墓地や今後整備する合葬墓地に移していただくよう考えております。

(委員) 年間管理料の市内、市外料金について、親が市内者でお墓を使用していて承継者の子供が市外者の場合料金はどうなるのですか。

(事務局) 承継する子供がお墓の使用者になる場合は市外者料金となります。

(会長) ご意見、質問ありがとうございました。議事資料4については終章させていただきます。

その後、マイクロバスにて墓地公園へ移動し既存施設及び第3区整備区域の視察を行い終了しました。

#### ●次回の会議

(事務局) 次回の運営審議会は11月15日(水)又は11月22日(水)を予定しております。詳細については後日連絡することです了承を得ました。

問い合わせ先 都市環境部みどり公園課 緑化推進墓地公園係 電話 047-712-6526